



熊本県公報

号外第 9 号

平成 21 年 5 月 29 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

登 載 依 頼

- 熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則…………… (人事委員会) 1

登 載 依 頼

熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 5 月 29 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 14 号

熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和 38 年熊本県人事委員会規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

- 附則に次の 1 項を加える。
- 3 平成 21 年 6 月に支給する勤勉手当に関する第 13 条第 1 号及び第 2 号の規定の適用については、同条第 1 号中「100 分の 150」とあるのは「100 分の 140」と、「100 分の 185」とあるのは「100 分の 165」と、同条第 2 号中「100 分の 70」とあるのは「100 分の 60」と、「100 分の 90」とあるのは「100 分の 80」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。